

意見書

無線設備規則の一部を改正する省令案について、電波法第99条の12第1項の規定により、意見の聴取を行った（平成22年1月20日）結果、下記のとおり意見を決定する。

平成22年2月3日

主任審理官 伊丹 俊八

記

第1 意見

無線設備規則の一部を改正する省令案は、適当である。

第2 事実及び争点

1 改正案の内容

無線設備規則の一部を改正する省令案

(1) 改正の内容

航空機地球局の無線設備の変調方式を、デジタル変調方式とすること。（第45条の21関係）

(2) 施行期日

公布の日から施行すること

2 総務省の陳述の概要

（1の改正案の内容の説明として、以下の陳述があった。）

本件は、航空機内におけるインターネット接続等を実現するための新たな航空移動衛星通信サービスの導入に向け、関係規定の整備を行うものである。

本件に係る航空移動衛星通信システムは、Ku帯の周波数の電波を使用し、人工衛星を介しゲートウェー地球局でインターネットに接続するものであり、平成16年3月に制度化された。同年から米国ボーイング社の子会社がサービスを提供していたが、平成18年12月に終了し、現在、Ku帯の航空移動衛星通信サービスは提供されていないところである。

その後、海外において、同様のサービスの提供を目指した検討が行われ、北米や欧州等において、ビジネスジェット機向けのサービスが開始され、今後は商用エアライン向けのサービスも提供開始予定となっている等、新たな動きが生じてきている。

このような状況を受け、当初制度化した技術的条件では、変調方式が限定的であったが、今後は様々なサービスの提供が見込まれることを踏まえ、多様なデジタル変調方式の導入が可能となるよう関係規定の整備を行うものである。

3 利害関係者の陳述等

本件改正案に関し、下表のとおり、利害関係を有する1者が準備書面を提出し、意見の聴取の期日に出席して陳述した。

本件改正案に対する賛否は、次のとおり賛成である。

| 利害関係者 | 賛 否 | 備 考 |
|---------------|-----|-----|
| スカパーJSAT 株式会社 | 賛 成 | |

第3 理由

本件は、航空機内におけるインターネット接続等に利用される Ku 帯を用いた新たな航空移動衛星通信サービスの導入を可能とするため、無線設備規則を一部改正するものである。

Ku 帯を用いた航空移動衛星サービスは、すでに平成 16 年 3 月に制度化され、米国ボーイング社の子会社がサービスを開始したが、平成 18 年 12 月にサービスを終了した。しかしながら、最近になり、諸外国において、ビジネスジェットや商用エアライン向けの同様のサービスの導入が開始又は予定されており、当初制度化した技術的条件以外の新たなデジタル技術による高速航空移動衛星システムの導入の動きがある。このため、我が国において、当該サービスの円滑な導入、利用ができるように制度整備をすることが必要である。

無線設備規則の改正案の内容については、現在、一部の変調方式のみに限定されていたものを任意のデジタル変調方式の採用が可能となるように改正するものである。これに伴い、固定業務、固定衛星業務等の他の業務に有害な混信を与えないかという点については、過去の情報通信審議会（H15.10 情報通信審議会答申「Ku 帯を用いた高速・大容量航空移動衛星システムの技術的条件」及び H21.6 情報通信審議会答申「Ku 帯 VSAT システムの高度化に関する技術的条件」）における検討結果等を踏まえ、現行の規則をそのまま適用することで他の業務に有害な混信を与えないことが確認されており、改正内容は適当と認められる。

以上のほか、本件に係る関係省令の改正案は、利害関係者の意見も賛成であること、また、電波監理上も特段の支障はないことから、適当であると認められる。